

■ 事務室移転について

この度、白鷹町スポーツ協会及び白鷹町教育委員会生涯スポーツ係の事務室を左記の通り移転することとなりました。

今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

● 新事務室業務開始日

8月1日(月)から

● 所在地 〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地白鷹町役場内

● 連絡先

▼ 白鷹町スポーツ協会

▼ 白鷹町教育委員会生涯スポーツ係

☎ 85-6147

▼ ゆめスポしらかかRO*KU

☎ 87-3177

■ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

「ひとり親世帯でない方へ」

● 支給対象者

左記の①②両方に当てはまる方
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等
※令和5年2月末日までに生まれた新生児等も対象になります。

② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

● 支給額

児童一人当たり一律5万円

● 給付金の手続き

① 令和4年4月分の児童手当ま

たは特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▼ 申請は不要です。なお、給付金の支給を希望しない場合は

受給拒否届を提出ください。

様式がありますので、健康福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

② ①以外の方（18歳未満の児童のみ養育している方、収入が急変した方等）

▼ 申請が必要となりますので、健康福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

【問い合わせ】

健康福祉課子育て支援係

☎ 86-10212

不法投棄は犯罪です！

令和4年5月下旬に浅立地区付近の最上川河川敷にて、余り苗が大量に不法投棄されているのが発見されました。6月中旬には深山地内山中にて、大量の投棄物が発見されました。

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん、山林や田畑などに捨てたり、放置することは、たとえ自分の土地であっても法律により禁止されています。どんな小さなごみのポイ捨ても不法投棄です。美しい白鷹町の自然を守るためにも、不法投棄は絶対にやめましょう。

○不法投棄の罰則「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はこれを併科。

▶ 5月発見
浅立地区内
河川敷



▶ 6月発見
深山地内
山中



※ごみの分別や処分方法がわからない場合は、下記まで問い合わせください。
また投棄物、不法投棄者を発見した場合もご連絡をお願いします。

【問い合わせ】 町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

■ 介護保険負担限度額認定証の更新受付を開始します

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、介護保険係から申請書を送付します。対象の方は更新の手続きをお願いします。

● **申請期間** 7月15日(金)～29日(金)(土日祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

● **持ち物** 介護保険負担限度額認定申請書、本人及び配偶者(別居含)の預貯金等の額がわかるもの
例…本人及び配偶者(別居含)

名義の記帳済みの通帳、有価証券等の写し(残高、額面がわかるもの)

● **申請場所** 健康福祉課(健康福祉センター内)

【問い合わせ】
健康福祉課介護保険係
☎ 86-0213



介護保険負担
限度額認定証

■ 「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政困りごと相談所を開設します。行政サービスに関する苦情・要望等がございましたらお気軽にご相談ください。

改善事例パネル展を7月25日(月)から7月29日(金)まで、中央公民館ラウンジで行っておりますので是非ご覧ください。

● 定例相談日

● **いつ** 7月28日(木)

午後1時30分～3時30分

● **どこで** 中央公民館

会議室A

【問い合わせ】

総務省山形行政
監視行政相
談センター



☎ 023-63213113

町民課くらし環境係

☎ 85-6131

《行政相談委員》

・ 田中恵治委員

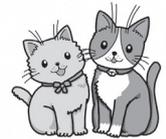
☎ 85-4120

・ 大村奈保子委員

☎ 85-2085

～猫の飼い主のみなさんへ～

動物を飼うことは、動物の命を預かる事です。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるよう、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。



★猫に多いトラブルを防ぐために★

● 室内で飼いましょう！

最近猫に関するトラブルが急増しています。「庭にフンや尿をされ、悪臭で困っている」「家に上がりこみ部屋を荒される。」「鳴き声がうるさい」「子猫を生み困っている」という内容のものです。

ご近所トラブルを防ぐためにも猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。猫を自由に放して周囲に迷惑をかける事は、猫にとっても不幸なことになります。排泄物の放置は不衛生であり、誰にとっても不快であると認識しましょう。

● 不妊・去勢手術をして飼いましょう！

「手術をするのはかわいそう」などの理由で不妊・去勢手術をしないでいると飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。世話をしきれなくなること(多頭飼育崩壊)は現在社会問題にもなっています。飼い主として、生まれた命も最後まで責任をもちましょう。

お願い！！

野良猫への無責任な「エサやり」は、生きられない子猫を増やすもととなり、近所迷惑にもつながります。無責任な野良猫への「エサやり」は絶対におやめください。

【問い合わせ先】山形県置賜保健所 生活衛生課 ☎ 0238-22-3750
町民課くらし環境係 ☎ 85-6131